

役員等の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 萌(以下「法人」という。)の業務に従事する役員等の報酬、退職金顧問料、慶弔金及び、法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び、顧問をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 理事において、法人内の業務を兼務する者は第2項及び3項は適用しない。ただし職員給与・賞与に加え理事兼任手当として次のとおり支給する。

月額 10,000円

- 2 前項以外の継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割・職務内容を総合的に勘案評価し、『役員等報酬表』に定める範囲内において理事会決議を得て支給する。ただし、第5条及び第6条の交通費等を除き、諸手当や賞与の支給は行わない。
- 3 報酬基準額は、評議員会において、法人の業績と諸般の状況などを総合的に勘案・評価し、見直すことがある。
- 4 前1項及び2項に該当しない役員等が理事会、評議員会その他法人内の事業に携わったときは、次の通り日当を支給する。但し、法人内業務・事業に限り交通費を含むものとする。

理事、監事、評議員、顧問

1日 4時間未満 10,000円

1日 4時間以上 20,000円

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは次のとおりとする。

(1) 第3条1項及び2項の役員等については、毎月1日に起算し当月末翌締切、当月25日(当日が土・曜又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座振り込む方法により支払う。

(2) 第3条4項の役員等については、その都度支払う。

- 2 報酬の支払額は、源泉所得税等を控除し支払う。

(交通費)

第5条 当法人以外が主催する法人業務等に携わった時、交通費等の実費を次の通り支払う。

(1) 3条1項及び、2項に該当する役員等は当該部門の経費(小口現金等)にて、法人の旅費規程等に則り支給する。

(2) 3条4項に該当する役員等が、法人業務に携わった場合は、当日の日当は第3条4項の日当及び、法人の旅費規程等に則り交通費、宿泊費、宿泊日当などの諸経費を支給する。

尚、支払い方法は、現金又は銀行振り込みとする。

(費用弁償)

第6条 法人業務に携わった時支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費はその都度用途を明記した領収書をもって実費を支給する。

(出張旅費の仮受け)

第7条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請をもって仮受けすることができる。
又、仮受けを受けた場合は、出張者は終了後速やかに清算手続きを行わなければならない。

第3章 退職金

(金額の算定)

第8条 3条1項及び、2項に該当する役員等の退職金及び、顧問料に関しては、別途『理事の退職金及び、顧問料に関する規程』により支給する。

第4章 慶弔

(受章祝金)

第9条 役員等が社会福祉事業に関する功労より、厚生労働大臣の功労表彰又は、国の叙勲、褒章制度に基づく表彰を受けたとき及び、理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第10条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第11条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは被害に応じ別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第12条 役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第13条 役員等の親族が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び、弔電を供えることができる。

第5章 附則

(改正)

第14条 この規程を改正または廃止する場合は、社会福祉法人 萌の評議員会の議決を経なければならない。

(適用)

第15条 この規程は平成29年4月1日より適用する。但し、『理事の退職金及び顧問料に関する規程』はその限りではない。

役員等報酬表(規程第3条2項対象)

号俸	支給基準月額
1号俸	50,000 円
2号俸	100,000 円
3号俸	150,000 円
4号俸	200,000 円
5号俸	250,000 円
6号俸	300,000 円
7号俸	350,000 円
8号俸	400,000 円
9号俸	450,000 円
10号俸	500,000 円
11号俸	550,000 円
12号俸	600,000 円
13号俸	650,000 円
14号俸	700,000 円
15号俸	750,000 円
16号俸	800,000 円

別表1 祝金及び見舞区分

区 分	支給基準額
受章祝金	
1) 厚生労働大臣表彰受章 のとき	20,000 円
2) 国の褒章制度による褒章受のとき	30,000 円
3) 理事長が指定した褒章	10,000～30,000 円
傷病見舞金	
1) 私傷病見舞金	10,000 円
2) 通勤を含む業務上の傷病による見舞金	20,000 円
災害見舞金	
被害の程度により	10,000～50,000 円

別表2 弔慰金

対 象 者	支給基準額等
理事長	弔電・生花 70,000 円
副理事長	弔電・生花 50,000 円
その他役員等	弔電・生花 30,000 円

別表3 香華料

対 象 者	支給基準額等
配偶者	弔電・生花 30,000 円
子	弔電・生花 20,000 円
父母	弔電・生花 20,000 円